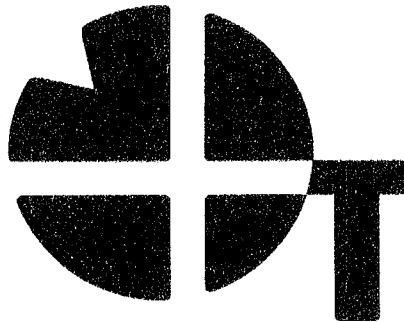


# 新任町会・自治会長及び役員

## 研 修 会

2年以上経験者歓迎

平成28年6月18日(土)



### 八王子市町会自治会連合会

〒192-0063 八王子市元横山町1-29-3  
TEL / FAX 042-648-6110  
E-mail:chojiren@chojiren-hachioji.jp

### 八王子市市民活動推進部協働推進課

〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1  
TEL 042-620-7401 FAX042-626-0253  
Email:b050700@city.hachioji.tokyo.jp

# 平成28年度 新任町会・自治会長及び役員研修会 次第

●日時 平成28年6月18日(土) 14:00~16:30

●会場 八王子市役所 8階 801・802会議室

司会・進行 町自連常任理事 高橋 文夫(由井地区連合会長)

1. 開会 町自連監事・組織部 副部長  
山崎 勲介(西部第二地区連合会)

2. 挨拶 八王子市町会自治会連合会長  
秋間 利久(元横地区連合会長)  
八王子市長 石森 孝志

## 3. 研修会

第1部 14:10~14:50

講師：町自連副会長・組織部 部長  
成瀬 義雄(中央地区連合会長)

講義(1) 町会自治会の運営(運営ハンドブック)

講義(2) 町会自治会と地区連合会との関係

講義(3) 町会自治会連合会の役割と活動

質疑応答 (10分)

～ 休憩 ～ (10分)

第2部 15:00~16:30

町会活動に関連する主な行政窓口について(運営ハンドブック)

八王子市の担当所管等からの説明

市民活動推進部 協働推進課

生活安全部 防犯課

生活安全部 防災課

資源循環部 ごみ減量対策課

道路交通部 路政課

まちなみ整備部 公園課

福祉部 福祉政策課

福祉部 高齢者いきいき課

八王子市社会福祉協議会

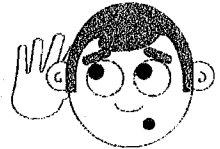
4. 閉会 町自連監事・組織部 副部長  
水城 靖雄(東南部地区連合会)

# 町会自治会の目的と役割

☆ 町会・自治会とは、より住みよい地域づくりのため、ふれあい活動や安全・安心のための取り組みなどを行っている地域住民により組織された団体です。

## ★住民のための親睦と住民参加の場づくり；

- ① 各地域内で起きた種々の課題や問題を集約し、解決を図りながら、住民相互の親睦や絆を深めることを目的とする。
- ② 運営は、住民代表の役員が自主的に行い、地域の安心・安全、福利厚生や高齢化対策、お祭りなどの行事を中心としたレクリエーションを実施し、安全で安心して暮らせるまちづくり、回覧板や掲示板を媒体とした、正しい情報の共有化などの業務を実行する。
- ③ 会員の意見や提案に耳を傾け問題解決に努める。



## ★行政と住民とを繋ぐパイプ役として役割を果たす；

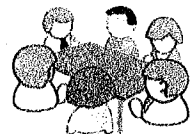
- ① 行政情報の速やかな伝達のため、行政より依頼のポスターや回覧物、その他の町会の媒体を通して、住民に正しい情報伝達の役割を果たす。
- ② 行政サービスの代行や補完の役割を果たす。

例えば防犯・街灯の維持管理や道路の補修等の協力を会員に要請を行う。

### 町会・自治会が担う公共的活動(行政補完)

#### 街路灯・防犯灯の維持管理

- 会員への情報伝達(行政発行のポスター・回覧物)
- 防災・防犯・交通安全への参加と組織づくり
- 行政組織への参加協力(自主防災隊・防犯リーダー養成・民生児童委員  
リサイクル委員・青少対及びその他の委員会)
- 社会福祉協議会会員募集



## 町会・自治会と地区連合会との関係

☆ 地区連合会は、地域の町会・自治会・管理組合による連合組織で、町自連は市内23の地区連合会により、構成されています。役割としては、町会間の連携を図るとともに地域での諸団体との良好な関係づくりを行うなど地域でのとりまとめ役を担っています。

また、連合会長は、町自連常任理事として常任理事会に出席し、行政情報等を得るとともに、懸案事項の検討に参画し、それらの情報を地域町会へ持ち帰り報告を行っています。

### ★地区連合会（会長）の役割と主な活動；

- ① 町自連定例常任理事会に出席し、地域町会の情報を報告する。
- ② 地区連合会定例会を開催し、各町会内の行事予定、又は問題や提案をまとめて、次回町自連常任理事会に提議する。
- ③ 総会を開催し、当該年度の事業報告と会計報告と次年度計画を提議する。
- ④ 地区連合会長は、地域の諸団体や関係機関との良好な関係の維持を図る。
- ⑤ 町自連の事業参加及び動員養成に、各地区町会に協力参加を要請する。

例：行政主催研修会や講演会、町自連総会、新任役員研修会、新年会等。

- ⑥ 地区連合会長は町自連の運営に常任理事として携わる。

### 最近の各町会自治会共通の課題

- 1) 地域の高齢化社会への対応と対策
- 2) 役員の後継候補者及び立候補者不足と選出問題
- 3) 会員未加入住民の加入促進問題の対応
- 4) 行政との協働と情報収集（何をどの課に行けば？）



## 町自連の役割と活動

☆ 「八王子町会自治会連合会」は、八王子市民の代表組織として、行政機関や関係諸団体へ「市民の声」を届けると同時に、入手した情報を市民に提供して利便性の向上を図る活動を展開し、各单位町会の自主性を尊重し、地区連合会の活動を基本に地区相互の情報交換や意見交換等を進める中で、お互いに親睦を深める活動を展開する任意の連合組織です。

### ★目的とテーマ；

- ◎ 地区連合会相互の親睦を深め諸問題を協議し、地域の発展に寄与する。
- ◎ 『向こう三軒両隣』精神の復活による、強固な協力体制を確立する。
- ◎ 町自連は八王子市内の、町会・自治会・管理組合を代表する組織として、個々の団体では解決しにくい諸課題を、行政に対し主張し、活かして貰う提案を実施する。また、多摩地区の都町連会員として、多摩地区のリーダーの役割を果たしていく。

### ★事業と業務

- ① 三役会及び常任理事会を定期的に（月一回）開催し、地区連合会提案の提案事項を把握し、目的達成の為行政と協働して解決を図り、地区連合会にフィードバックし、会員満足度の向上を図る。
- ② 常任理事会に行政及び関係者を参加依頼し、地区連合会との情報の共有化と即効性を求める。
- ③ 各種助成金の申請をサポートし、利用団体の増加を目指す。
- ④ 市民の代表として、行政の円滑な施策実行補助のため、町自連役員を行政の主導する各種委員会、及び検討会等へ委員を派遣し、政策への提言や要望を行政執行に協力する。
- ⑤ 行政事業の速やかな執行の為の協力を、地区連合会に依頼する。

町自連

## 災害時要支援者避難支援制度

(災害時要援護者対策)

福祉政策課 (市役所1階)

TEL: 620-7240

### ○災害時要支援者避難支援制度とは

災害が発生したときや災害のおそれがあるとき、自力で避難することが困難な方（避難行動要支援者）に対し、災害に関する情報の伝達や避難などの手助けを地域が担うしくみです。市では、要支援者を支援する地域支援組織の立ち上げをお願いしています。

### ○地域支援組織

町会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、老人クラブなど、その地域の各団体単位の総意として、結成した組織です。すでに、地域支援組織のような町会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員等が主導している組織があれば、改めて地域支援組織を結成する必要はありません。なお、共助の考えが前提となるため、地域支援組織または同等の組織が結成されなくては、支援者（支える方）を決定できません。

地域として、避難行動要支援者対策の重要性・必要性を感じ、その機運が高まった地域から実施することとなります。

### ○支援制度の流れ

- ①地域支援組織の立ち上げ
- ②要支援希望者（災害時に手助けが必要な地域住民）の募集
- ③災害時要支援者名簿の登録
- ④支援者（支える方）の決定
- ⑤個別計画作成

### (活動例)

◎平常時の対応 日頃からの声掛け・避難訓練の実施・市への報告

◎災害発生時の対応 情報伝達および安否確認、必要に応じ救護、避難誘導を行う。

※この制度は、あくまでも普段からの地域の助け合い（共助）によって、少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。災害は、いつどのような形で起こるかわかりません。また、支援する方が被害に遭われることもあります。よって、地域支援組織に登録し、避難支援プランを作成したからといって、必ず支援を受けられるとは限りません。また、支援する方が責任を負うものでもありません。支援を希望される方自身も、常に自分の身は自分で守るという意識を持って、普段から積極的に周囲の方とのコミュニケーションをとるように心がけましょう。

## 介護サービス事業所の 運営推進会議等について

高齢者いきいき課（市役所1階）

TEL：620-7452

### ○運営推進会議、介護・医療連携推進会議とは

介護サービス事業のうち、地域住民のみが利用できる「地域密着型サービス」においては、サービスの質の向上や運営の透明性確保のため、利用者やその家族、地域住民代表者、市職員又は高齢者あんしん相談センター職員により構成される運営推進会議（一部のサービスでは介護・医療連携推進会議と呼ばれる）を定期的開催することが義務付けられています。この会議では事業所がサービスの提供状況を報告し、それに対し出席者から意見や要望を述べることで地域に開かれた介護サービスの実現を図ります。

### ○構成員について

運営推進会議等の構成員のうち、地域住民代表者については、町会・自治会の役員や、民生・児童委員、シニアクラブ等の関係者が想定されています。

町会・自治会役員の皆様については、介護サービス事業所から会議委員への就任依頼や出席依頼などが寄せられることがあると思われますので、その折は何卒ご協力をお願い致します。

### ○会議の開催状況

対象事業所は4月1日現在で市内に160事業所あり、これら全体で年間478回の会議が開催されます。

サービス名	内容	事業所数	開催頻度	年間回数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	ヘルパーが1日に複数回の定期訪問と、必要に応じ随時訪問を行う	3	4回/年	12回
地域密着型通所介護	利用定員18人以下の小規模なデイサービス	105	2回/年	210回
認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象とするデイサービス	14	2回/年	28回
小規模多機能型居宅介護	1つの事業所で、通い（デイサービス）、訪問、宿泊の3つのサービスを柔軟に提供する	13	6回/年	78回
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症である高齢者が家庭的な雰囲気の中で共同生活し、日常生活上の世話を受ける	22	6回/年	132回
地域密着型介護老人福祉施設	定員29名以下の特別養護老人ホーム	2	6回/年	12回
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能に訪問看護の機能を追加したもの	1	6回/年	6回



# ダンボールコンポストで

## 「全国都市緑化はちおうじフェア」に参加しませんか

このたび、八王子市ごみ減量対策課では平成29年度に八王子市で開催される全国都市緑化はちおうじフェアでの取り組みとして市民の皆様がダンボールコンポストで作ったたい肥を、会場で活用していくこととなりました。

現在この取り組みに協力していただける市民の方を募集しております。町会単位、有志いずれも5人以上からご応募可能です。

### 皆様からのご応募をお待ちしております！

#### 1. 募集人数

100名（先着順）

※ 参加者にはダンボールコンポストセットを無料で提供します。

#### 2. 応募要件

① 市民5人以上のグループ

※ 完成したたい肥を提供していただける方に限ります。

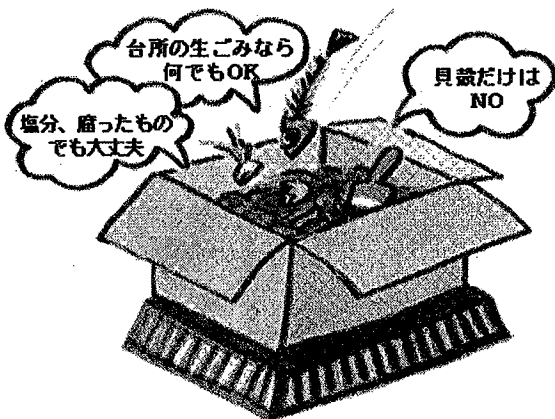
② グループ向け講習会を受講

※ 会場はグループごとにご用意いたします。

#### 3. 応募方法

電話でごみ減量対策課へお願いします。

お申し込み時に、代表者の方の氏名、住所、電話番号、講習会の希望日などを伺います。



ダンボールコンポストとは、ダンボール箱に入れた基材に生ごみを入れてかき混ぜ、微生物の力で分解し、たい肥に変えるものです。

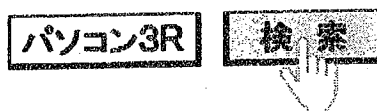
ごみ減量対策課 担当者：林、原田  
電話 042-620-7256

# 新たに宅配便を利用した パソコンの回収方法が増えました

市はパソコンには貴重な資源（有用金属）が含まれているため、再資源化を促進しています。このため、市は資源有効活用法及び使用済小型家電リサイクル法に基づき、従来の回収方法に加えて宅配便を利用した新たな回収方法を平成27年12月8日から開始しました。今後も、パソコンの再資源化にご協力をお願いします。

従来の回収方法	1. メーカーによる回収 (1) PCリサイクルマークあり・・・メーカーが無料で回収 (2) PCリサイクルマークなし・・・メーカーが有料で回収
	2. パソコン3R推進協会による回収 メーカーが倒産等により不明の場合及び自作のパソコンは有料で回収
追加した回収方法	3. リネットジャパン株式会社（小型家電リサイクル法認定事業者）による回収 メーカーやPCリサイクルマークを問わず無料で回収。ただし、3辺合計が140cmのダンボールに入り重さが20kgまでの制約があります。また、パソコンと同一の箱に他の小型家電を入れても無料で回収します。

従来の回収方法については、パソコン3R推進協会のホームページで確認してください。



追加した回収方法については、リネットジャパン株式会社のホームページ又はFAXで申し込んでください。

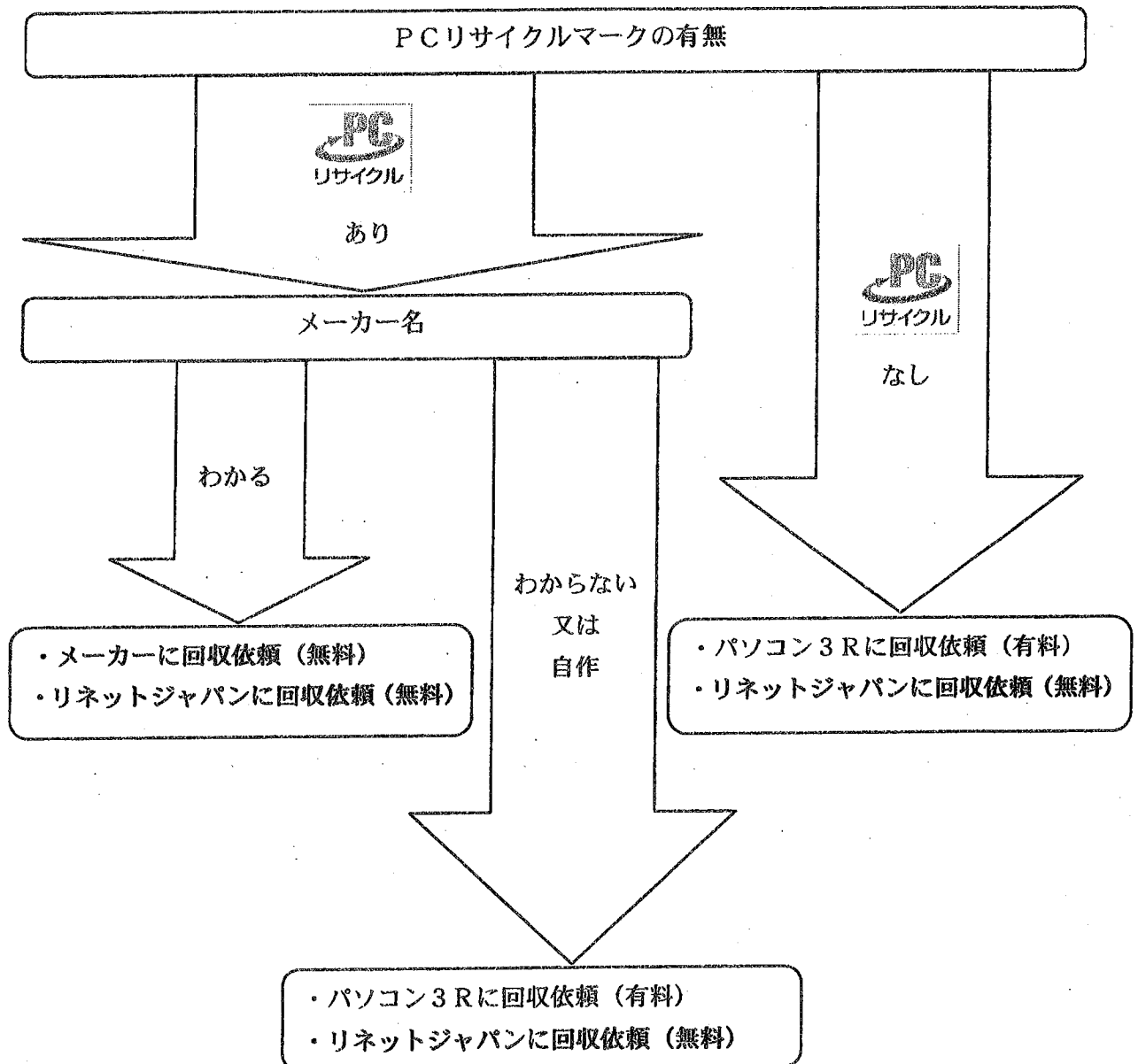


※FAX申込用紙は、市役所の各事務所に用意しています。（ご自宅にFAXがある方のみとなります。）

## 【問い合わせ先】

八王子市資源循環部ごみ減量対策課  
電話 042-620-7256

## パソコンを廃棄する場合



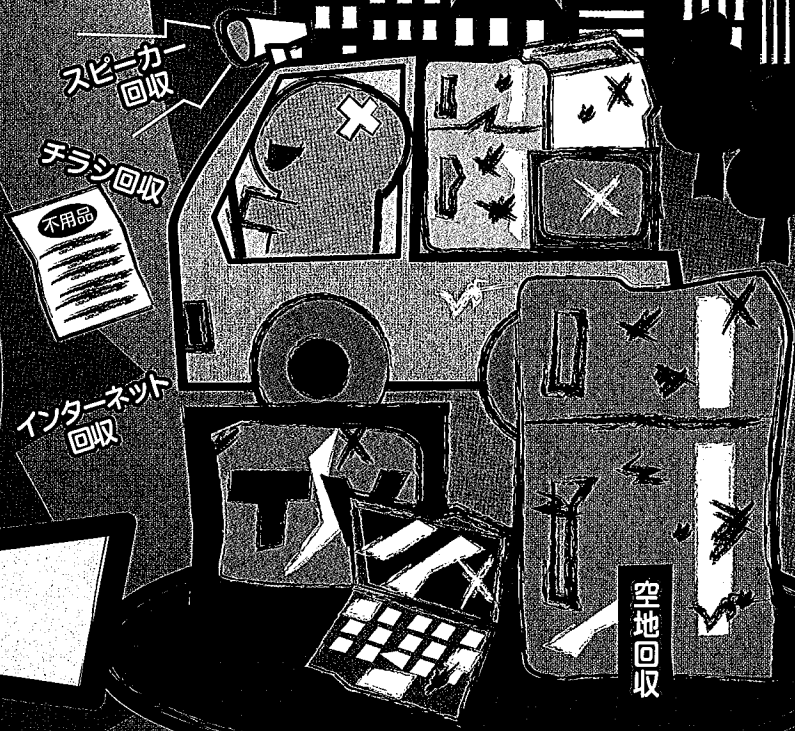
※リネットジャパンは梱包サイズが決められています。

3辺合計が140cm・重量が20kg以内に収まるのが条件  
上記の条件内であれば、隙間に小型家電を入れることも可能

小型家電とは、携帯電話などの通信機器、プリンターなどのパソコン周辺機器、DVDプレーヤーなどの映像機器、ラジオなどの音響機器、携帯型ゲーム機などのゲーム機器など400品目以上となります。詳しくはリネットジャパンのホームページで確認してください。

# 産業廃棄物収集運搬業の許可では 家庭からの廃棄物である不用品の回収はできません!

※家庭からの廃棄物は一般廃棄物であり、  
産業廃棄物ではありません。



**ダメ! 違法な  
不用品回収  
行わない! 利用しない!**

## 無許可業者にならないために

○区市町村からの委託や許可を受けないで家庭からの廃棄物の処理を行う行為は廃棄物処理法に違反します(区市町村からの委託等がなければ、産業廃棄物の許可や事業系一般廃棄物の許可があっても家庭からの廃棄物を処理すると(目撃できません))。

## 無許可業者を利用しないために

○家庭からの廃棄物の処理は、区市町村によるものが原則となっています。

○一般家庭における清掃管理や引越し、ハウスクリーニングに伴い排出される粗大のみ、廃家電などは一般廃棄物に該当します。処理に当たっては区市町村の指導に従ってください。

※処理料金に相当する金品を受領して不用品を回収する行為は廃棄物の処理に該当します。

※古物商の許可は中古品などの売買を行うための許可です。廃棄物である物を取り扱うことはできません。

※無償で引き取った物であっても、廃棄物としての物的性状等を有するものは廃棄物に該当します。また、他の物と抱合せで買い取るなど有価物を偽装したのも同様です。

※不要となった家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機・乾燥機は、中古品として再使用されるもの以外、廃棄物として取り扱い、家電リサイクル法・廃棄物処理法に基づく処理が必要になります。

※廃棄物の処理とは、運搬車両への積込み、運搬(積替えを含む)、処分(再生することを含む)する行為がこれに当たります。

金属スクラップとしてエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機  
及びPCB含有機器を扱うことは違法です！

ダダ！！

これから廃家電やPCB  
トランスを回収するよ

しかし後日…

逮捕だ！！

びええええ！！

令状

集めた廃家電たちを潰して、  
鉄や銅を回収するんだ。  
リサイクルだから許可は  
いらないんだよ。

Q. 彼はどうして逮捕されてしまったのでしょうか。

A. それは**廃家電4品目やPCB含有機器は有害物資やフロンガスが流出しないように、廃棄物としての処理（※）が必要だからです。**

※ エアコン、テレビ、冷蔵庫及び洗濯機の廃家電は、家電リサイクル法による認定、廃棄物処理法による許可・認定を受けた者以外、処分（リサイクルを含む）することはできません。

また、有害物質やフロンガスを取り除いて廃棄物として処分すべきことが定められています。スクラップとして買い取ることはできません！！（家電リサイクル法、廃棄物処理法）

※ PCBは有害物質です。PCBを含むトランス及びコンデンサなどは、譲渡し、譲受けが禁止されています。PCBが含まれていないことが確認されている物のみ取り扱うことができます！！（PCB特別措置法）

家庭から排出される廃家電4品目の収集運搬は、排出者、区市町村、区市町村から委託を受けた者、一般廃棄物収集運搬業者（許可の範囲に家庭からの廃棄物を含む者に限る）、家電小売店、家電小売店から委託を受けた一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集運搬業者（許可業者）、指定法人、認定を受けた製造業者等又は指定法人若しくは認定製造業者等から委託を受けた者のみが行うことができます。事業所から排出されるものは、排出事業者、排出事業者から委託を受けた産業廃棄物収集運搬業者、家電小売店、家電小売店から委託を受けた一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集運搬業者、指定法人、認定を受けた製造業者等又は指定法人若しくは認定製造業者等から委託を受けた者のみが行うことができます。（中古品としての再使用される物を除きます。）

【問い合わせ先】 八王子市資源循環部廃棄物対策課

（電話） 042-620-7458

平成27年 10月発行

印刷物登録

東京都環境局

平成27年度 第53号